

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO.178

**【共通】問1** 防火管理講習に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 甲種防火管理講習には、甲種防火管理新規講習及び甲種防火管理再講習の2種類の講習がある。
- (2) 甲種防火管理新規講習は、防火管理の意義及び制度に関する事等に係る知識及び技能の習得を目的として行うものであり、その講習時間はおおむね10時間である。
- (3) 乙種防火管理講習は、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に関する事等に係る基礎的な知識及び技能の習得を目的に行うものであり、その講習時間はおおむね5時間である。
- (4) 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は登録講習機関が甲種防火管理新規講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して免状を交付する。

**【消防用設備等】問1** 第3類の甲種消防設備士免状の交付を受けている者でなければ行ってはならない工事の種類として消防法令上正しいものを、次のうちから1つ選べ。ただし、当該工事は設置に係る工事に限るものとし、消防法施行令第36条の2第1項の規定により消防設備士以外の者も行うことができる工事ではないものとする。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 不活性ガス消火設備
- (3) 自動火災報知設備
- (4) 特殊消防用設備等

**【消防用設備等】問2** 同一敷地内に消防法施行令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物A棟及びB棟の2棟があり、当該防火対象物相互の外壁間の中心線からの水平距離が全階ともに3mであった場合における屋外消火栓設備の設置に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、2棟ともスプリンクラー設備等は設置されておらず、同令第19条第3項の規定に基づくスプリンクラー設備等の有効範囲の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる旨の規定の適用はないものとする。

- (1) A棟が2階建の床面積の合計が2,500m<sup>2</sup>の耐火建築物で、B棟が2階建の床面積の合計が9,500m<sup>2</sup>の耐火建築物である場合は、B棟のみ屋外消火栓設備の設置義務がある。
- (2) A棟が2階建の床面積の合計が7,500m<sup>2</sup>の耐火建築物で、B棟が2階建の床面積の合計が5,500m<sup>2</sup>の準耐火建築物である場合は、両棟とも屋外消火栓設備の設置義務はない。
- (3) A棟が2階建の床面積の合計が7,500m<sup>2</sup>の準耐火建築物で、B棟が2階建の床面積の合計が6,500m<sup>2</sup>の準耐火建築物である場合は、両棟とも屋外消火栓設備の設置義務がある。
- (4) A棟が2階建の床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>の木造建築物（耐火建築物及び準耐火建築物には該当しないものとする。以下同

じ。）で、B棟が平屋建の床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>の木造建築物である場合は、両棟ともに屋外消火栓設備の設置義務はない。

**【防火査察】問1** 消防法（以下「法」という。）に基づく立入検査及び違反処理に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 法第4条第1項に基づく立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が立入を拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。また、質問権は、回答を拒否等しても罰則で実効性が担保されない。
- (2) 法第4条第2項に規定する証票は、立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、関係者から請求があった場合は、証票を提示する義務があるが、アルバイト従業員等から請求があった場合は、証票を提示する義務はない。
- (3) 法第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用停止命令等は、法第5条第1項等が命じられたにもかかわらず、履行されない場合等に発動されるものであり、法第5条第1項等の命令を発動することなく使用停止命令等を発動することはできない。
- (4) 法第9条に基づき市町村等の火災予防条例で規定している厨房設備等の基準違反に対する、条例の規定に違反した者に対する罰則を当該条例で定め、当該条例に基づき違反処理等を実施する。

**【防火査察】問2** 消防法に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令等の法的措置をもって対処することの意思表示であり、性質上行政指導にあたる。
- (2) 消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭（口頭命令）であろうと文書（文書命令）であろうと、その形式は問わないが、実務上は、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるため、文書（文書命令）を交付し受領書を求めるべきである。
- (3) 消防法上の罰則は、消防法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置命令等に従わない者に対する命令違反を前提とする罰則規定と、消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の報告をしなかった者に対する規定違反に対する直接の罰則規定に分類される。
- (4) 消防法令違反の違反事実を特定するため、消防署長等が違反調査等で行う警察に対する照会及び協力要請は、平成14年の消防法改正により新設された消防法第35条の13（関係官公署への照会・協力等）に基づき行われるものである。

**解説** (5) (誤) 医療法は病院、診療所などを定める基本的な法規で、医療提供の理念や病院・診療所の開設、医療提供体制の確保などを規定している。設問の医師、看護師の身分は「医師法」「保健師助産師看護師法」がいわゆる身分法として規定されている。

救急救命士標準テキスト改訂第10版P. 29参照。

### 〔教意〕

#### 問3 答 (1)と(3)と(5)

**解説** 令和4年版 消防白書参照。救命士標準テキスト改訂第10版P. 286~290参照。

### 予防技術検定模擬テスト解答

### 〔共通〕

#### 問1 答 (4)

**解説** (1) 規則第2条の3第1項。甲種防火管理講習には、初めて受ける者に対して行う講習である「甲種防火管理新規講習」と、甲種防火管理新規講習後に防火対象物の防火管理者（乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習である「甲種防火管理再講習」の2種類があり、本選択肢は正しい。

(2) 規則第2条の3第2項。甲種防火管理新規講習は、①防火管理の意義及び制度に関すること、②火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること、③消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関する事項、④消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に関する事項、⑤防火管理上必要な教育に関する事項、⑥消防計画の作成に関する事項に係る知識及び技能の習得を目的として行うものであり、その講習時間はおおむね10時間とされており、本選択肢は正しい。

(3) 規則第2条の3第4項。乙種防火管理講習は、甲種防火管理新規講習の目的として知識及び技能の習得が求められている事項（具体的には解説(2)の①から⑥に掲げる事項）に係る基礎的な知識及び技能の習得を目的に行うものであり、その講習時間はおおむね5時間とされており、本選択肢は正しい。

(4) 規則第2条の3第5項。免状ではなく修了証が交付されるので本選択肢は誤り。都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は登録講習機関が甲種防火管理講習のうち甲種

防火管理新規講習若しくは甲種防火管理再講習又は乙種防火管理講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、規則別記様式第1号による修了証を交付するとされている。

### 〔消防用設備等〕

#### 問1 答 (2)

**解説** 消防法施行規則第33条の3第1項。同条は、消防法第17条の5の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「工事整備対象設備等」という。）のうち、消防設備士でなければその設置工事又は整備を行ってはならないものについて規定したものである。消防法第17条の5の立法趣旨は、工事整備対象設備等について、設置工事又は整備の段階で不備欠陥があれば、せっかくの工事整備対象設備等もその機能を発揮することができず、かえってその効力を信頼したがために不慮の災害を招くことが予想されるため、工事整備対象設備等の完全な機能の確保を担保しようとするものである。すなわち、工事整備対象設備等について設置工事をし又は整備をする場合に、その種類によつては、一定の知識及び技能を有している者でなければ、適正に行ひ得ないものがあるという考え方から、第1項では、次の消防用設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等（これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。）の設置工事は、消防設備士の業務独占とされている（参考：消防法施行令解説（第二版）P. 593）。

本設問は、消防設備士の指定区分と業務独占の対象となる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類の組合せを正しく理解しているかを問う設問である。スプリンクラー設備は第1類、自動火災報知設備は第4類、特殊消防用設備等は特類の甲種設備士免状の交付を受けている者でなければ工事（正確に言えば設置に係るものに限られている。）を行うことができない。したがつて第3類の消防設備士免状の交付を受けている者でなければ行つてはならない工事の種類は、(2)の不活性ガス消火設備の設置工事である。

なお、設問にも書いたように消防法施行令第36条の2第1項において除外とされている工事（例えば不活性ガス消火設備の場合は電源の部分）は消防設備士の業務独占の対象ではない。

#### 問2 答 (3)

**解説** 消防法施行令第19条第1項及び第2項。

(1) A棟の床面積の合計は9,000m<sup>2</sup>を下回っているが、B棟の床面積の合計は9,000m<sup>2</sup>を超えており、B棟のみ屋外消火栓設備の設置義務があり、本選択

肢は正しい。なお、A棟とB棟相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離は3mだがA棟及びB棟ともに耐火建築物なので、同条第2項の規定に基づきA棟とB棟は一の建築物とは見なさない。

- (2) A棟の床面積の合計は9,000m<sup>2</sup>を下回っており、B棟の床面積の合計も6,000m<sup>2</sup>を下回っているので、両棟ともに屋外消火栓設備の設置義務はなく、本選択肢は正しい。なお、(1)と同様にA棟は耐火建築物、B棟は準耐火建築物なので、同条第2項の規定に基づきA棟とB棟は一の建築物とは見なさない。
- (3) A棟の床面積の合計は6,000m<sup>2</sup>を超えており、B棟の床面積の合計も6,000m<sup>2</sup>を超えているので、両棟ともに屋外消火栓設備の設置義務があり、本選択肢は正しい。なお、(1)と同様にA棟及びB棟ともに準耐火建築物なので、同条第2項の規定に基づきA棟とB棟は一の建築物とは見なさない。
- (4) A棟の床面積の合計は3,000m<sup>2</sup>を下回っており、B棟の床面積の合計も3,000m<sup>2</sup>を下回っているが、同令第19条第2項の規定により一の建築物と見なされて床面積の合計は3,500m<sup>2</sup>となるため3,000m<sup>2</sup>を超えていているので、両棟ともに屋外消火栓設備の設置義務がある。したがって本選択肢は誤っている。

### 【防火検査】

#### 問1 答 (1)

- 解説 (1) 法第4条第1項及び立入検査マニュアルにより正しい。
- (2) 法第4条第2条はアルバイト従業員も含めた関係のある者から請求があった場合は、証票を提示する義務があるので、誤り。
- (3) 法第5条の2第1項第2号は、法第5条第1項等の命令によっては、火災の予防の危険等が除去できない場合は、使用停止命令等を発動することができるので、誤り。
- (4) 法第9条に基づく条例の規定に違反した者に対する罰則を当該条例で定めることはできず、また、法第9条に基づく条例の違反に対して

は、法第5条第1項等の改修命令等で対応するので、誤り。

#### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 警察との関係については、消防組織法第42条第1項に基づく消防と警察の相互協力の規定があり、これが消防法第35条の13に規定する「法律に特別の定めがあるもの」に相当する。このため、警察との協力は消防組織法第42条第1項に基づき行われるものであるので、不適当。なお、警察への照会は、消防法第35条の13に基づき行われるものである。

### 【危険物】

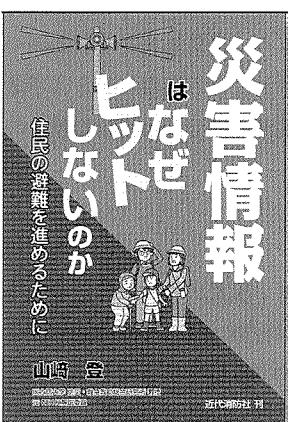
#### 問1 答 (2)

解説 製造所等には、見やすい箇所に製造所等の区分を表示した標識及び防火に関する事項を掲示した掲示板を設けることとされている。このうち掲示板については、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数、危険物保安監督者の氏名又は職名を表示したものほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じた注意事項（「禁水」「火気注意」「火気厳禁」）を表示したものと設ける。

注意事項を表示した掲示板の地は「禁水」にあっては青色、「火気注意」又は「火気厳禁」にあっては赤色とし、文字はいずれも白色とする（規則第18条第1項参照）。

#### 問2 答 (4)

解説 泡消火設備は、「建築物その他の工作物」及び「第4類の危険物」には適応するが、泡消火薬剤と水とを一定の割合で混合し、空気等を混入して泡を発生させて使用されるものであることから「電気設備」には適応しない（令別表第5参照）。



## 災害情報はなぜヒットしないのか

住民の避難を進めるためには ■ 山崎 登 著

四六判／200頁 定価 1,650円（本体 1,500円+税 10%）

もっとわかりやすく、役に立つ災害情報をどのように伝え、どう防災に生かしていくべきなのか、それを学生も含めた多くの人に伝わる言葉で考え、結果としてこの国の防災のレベルをもう一段高いものにしていきたい。

近代消防社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号（ヤクルト本社ビル）  
TEL (03) 5962-8831 FAX (03) 5962-8835  
URL <http://www.ff-inc.co.jp/>